

令和元年第5回廿日市市議会（第4回定例会）条例案新旧対照表

報告第24号	広島県市町総合事務組合規約の変更について	1
議案第88号	廿日市市下水道事業の設置等に関する条例	3
議案第90号	廿日市市簡易水道事業に地方公営企業法の規定の全部を適用することに伴う関係条例の整理に関する条例	5
議案第91号	職員の給与に関する条例及び一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例	19
議案第92号	特別職の職員等の給与、旅費及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例	23
議案第94号	廿日市市廃棄物の減量の推進及び適正処理並びに生活環境の清潔保持に関する条例の一部を改正する条例	25
議案第95号	廿日市市保育園条例の一部を改正する条例	27
議案第96号	廿日市市手数料条例の一部を改正する条例	29
議案第97号	廿日市市景観条例の一部を改正する条例	33
議案第98号	廿日市市健康増進施設設置及び管理条例を廃止する条例	37

報告第24号

広島県市町総合事務組合規約の変更について新旧対照表

○広島県市町総合事務組合規約（昭和35年指令地第803号）

（下線の部分は改正部分）

改正後		改正前	
別表第1（第2条関係） 竹原市 （略） 世羅中央病院企業団 （削る） 広島県市町総合事務組合 （略） 広島県後期高齢者医療広域連合 別表第2（第3条関係）		別表第1（第2条関係） 竹原市 （略） 世羅中央病院企業団 <u>甲世衛生組合</u> 広島県市町総合事務組合 （略） 広島県後期高齢者医療広域連合 別表第2（第3条関係）	
共同処理する事務	組合市町	共同処理する事務	組合市町
1 組合市町の職員に対する退職手当の支給に関する事務	竹原市、三原市、庄原市、大竹市、東広島市、廿日市市、安芸高田市、江田島市、海田町、熊野町、坂町、安芸太田町、北広島町、大崎上島町、世羅町、神石高原町、世羅中央病院企業団、 <u>_____</u> 、広島県市町総合事務組合、安芸地区衛生施設管理組合、芸北広域環境施設組合、広島中部台地土地改良施設管理組合、宮島ボートレース企業団、広島中央環境衛生組合	1 組合市町の職員に対する退職手当の支給に関する事務	竹原市、三原市、庄原市、大竹市、東広島市、廿日市市、安芸高田市、江田島市、海田町、熊野町、坂町、安芸太田町、北広島町、大崎上島町、世羅町、神石高原町、世羅中央病院企業団、 <u>甲世衛生組合</u> 、広島県市町総合事務組合、安芸地区衛生施設管理組合、芸北広域環境施設組合、広島中部台地土地改良施設管理組合、宮島ボートレース企業団、広島中央環境衛生組合
2 地方公務員災害補償法（昭和42年法律第121号）第69条及び第70条の規定による議会の議員その他非常勤の職員に係る公務上の災害又は通勤による災害に対する補償に関する事務	竹原市、三原市、庄原市、大竹市、東広島市、廿日市市、安芸高田市、江田島市、府中町、海田町、熊野町、坂町、安芸太田町、北広島町、大崎上島町、世羅町、神石高原町、世羅中央病院企業団、 <u>_____</u> 、広島県市町総合事務組合、安芸地区衛生施設管理組合、芸北広域環境施設組合、広島中部台地土地改良施設管理組合、宮島ボートレース企業団、世羅三原斎場組合、三原広域市町村圏事務組合、広島中央環境衛生組合、広島県後期高齢者医療広域連合	2 地方公務員災害補償法（昭和42年法律第121号）第69条及び第70条の規定による議会の議員その他非常勤の職員に係る公務上の災害又は通勤による災害に対する補償に関する事務	竹原市、三原市、庄原市、大竹市、東広島市、廿日市市、安芸高田市、江田島市、府中町、海田町、熊野町、坂町、安芸太田町、北広島町、大崎上島町、世羅町、神石高原町、世羅中央病院企業団、 <u>甲世衛生組合</u> 、広島県市町総合事務組合、安芸地区衛生施設管理組合、芸北広域環境施設組合、広島中部台地土地改良施設管理組合、宮島ボートレース企業団、世羅三原斎場組合、三原広域市町村圏事務組合、広島中央環境衛生組合、広島県後期高齢者医療広域連合
（略）		（略）	

改正後	改正前
（設置） 第 1 条 地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第209条第 2 項の規定により、次の各号に掲げる特別会計を、当該各号に定める事業の円滑な運営とその経理の適正を図るため設置する。 （1） （略） <u>（2）及び（3）</u> 削除 （4）・（5） （略） <u>（6）</u> 削除 （7）～（9） （略）	（設置） 第 1 条 地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第209条第 2 項の規定により、次の各号に掲げる特別会計を、当該各号に定める事業の円滑な運営とその経理の適正を図るため設置する。 （1） （略） <u>（2） 公共下水道事業特別会計 公共下水道事業</u> <u>（3） 小規模下水道事業特別会計 小規模下水道事業</u> （4）・（5） （略） <u>（6） 農業集落排水事業特別会計 農業集落排水事業</u> （7）～（9） （略）

※廿日市市下水道事業の設置等に関する条例の附則により改正する条例の新旧対照表

(下線の部分は改正部分)

※廿日市市下水道事業の設置等に関する条例の附則により改正する条例の新旧対照表

議案第90号

廿日市市簡易水道事業に地方公営企業法の規定の全部を適用することに伴う関係条例の整理に関する条例案新旧対照表

○職員の特殊勤務手当に関する条例（昭和42年条例第36号）【第1条関係】

（下線の部分は改正部分）

改正後	改正前
（特殊勤務手当の種類） 第2条 特殊勤務手当の種類は、次のとおりとする。 （1）～（6） （略） （削る） <u>（7） （略）</u> <u>（8） （略）</u> <u>（9） （略）</u> （削る） （し尿の収集及び運搬業務に従事する職員の特殊勤務手当） <u>第9条 （略）</u> （鹿の死体処理又は角切作業に従事する職員の特殊勤務手当） <u>第10条 （略）</u> （特定の地域で医師として診療に従事する職員の特殊勤務手当） <u>第11条 （略）</u> （委任） <u>第12条 （略）</u>	（特殊勤務手当の種類） 第2条 特殊勤務手当の種類は、次のとおりとする。 （1）～（6） （略） <u>（7） 簡易水道の滅菌作業に従事する職員の特殊勤務手当</u> <u>（8） （略）</u> <u>（9） （略）</u> <u>（10） （略）</u> <u>（簡易水道の滅菌作業に従事する職員の特殊勤務手当）</u> <u>第9条 簡易水道の滅菌作業に従事する職員の特殊勤務手当は、浄水場等において次亜塩素酸ナトリウムを取り扱う滅菌作業に従事したときに支給する。</u> <u>2 前項の手当の額は、従事した日1日につき200円とする。</u> （し尿の収集及び運搬業務に従事する職員の特殊勤務手当） <u>第10条 （略）</u> （鹿の死体処理又は角切作業に従事する職員の特殊勤務手当） <u>第11条 （略）</u> （特定の地域で医師として診療に従事する職員の特殊勤務手当） <u>第12条 （略）</u> （委任） <u>第13条 （略）</u>

改正後	改正前
（部の分掌事務） 第2条 部の分掌事務は、次のとおりとする。 総務部 （１）～（７） （略） 経営企画部 （１）～（６） （略） 自治振興部 （１）～（４） （略） 環境産業部 （１）～（４） （略） （削る） 福祉保健部 （１）～（４） （略） 建設部 （１）～（７） （略）	（部の分掌事務） 第2条 部の分掌事務は、次のとおりとする。 総務部 （１）～（７） （略） 経営企画部 （１）～（６） （略） 自治振興部 （１）～（４） （略） 環境産業部 （１）～（４） （略） <u>（５） 簡易水道事業に関すること。</u> 福祉保健部 （１）～（４） （略） 建設部 （１）～（７） （略）

改正後	改正前
（設置） 第1条 地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第209条第2項の規定により、次の各号に掲げる特別会計を、当該各号に定める事業の円滑な運営とその経理の適正を図るため設置する。 （1） （略） （削る） <u>（2）</u> （略） （削る） （削る） <u>（3）</u> （略） <u>（4）</u> （略） <u>（5）</u> （略） （弾力条項の適用） 第2条 前条第2号から<u>第4号</u>までに定める特別会計においては、法第218条第4項の規定により弾力条項を適用することができる。	（設置） 第1条 地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第209条第2項の規定により、次の各号に掲げる特別会計を、当該各号に定める事業の円滑な運営とその経理の適正を図るため設置する。 （1） （略） <u>（2）及び（3）</u> <u>削除</u> <u>（4）</u> （略） <u>（5）</u> <u>簡易水道事業特別会計</u> <u>簡易水道事業</u> <u>（6）</u> <u>削除</u> <u>（7）</u> （略） <u>（8）</u> （略） <u>（9）</u> （略） （弾力条項の適用） 第2条 前条第2号から<u>第8号</u>までに定める特別会計においては、法第218条第4項の規定により弾力条項を適用することができる。

改正後	改正前
（工事の設計及び施工） 第10条 工事の設計及び施工は、<u>廿日市市水道事業給水条例</u>（昭和42年条例第12号）第 6 条第 1 項に規定する指定給水装置工事事業者が行うものとする。 2 （略）	（工事の設計及び施工） 第10条 工事の設計及び施工は、<u>廿日市市上水道事業給水条例</u>（昭和42年条例第12号）第 6 条第 1 項に規定する指定給水装置工事事業者が行うものとする。 2 （略）

改正後	改正前
<u>廿日市市水道事業の設置等に関する条例</u> （水道事業の設置） 第1条 生活用水その他の浄水を市民に供給するため、<u>上水道事業及び簡易水道事業</u>（以下これらを「水道事業」という。）を設置する。 <u>（法の規定の適用）</u> 第2条 <u>地方公営企業法（昭和27年法律第292号。以下「法」という。）第2条第3項及び地方公営企業法施行令（昭和27年政令第403号。以下「令」という。）第1条第2項の規定に基づき、簡易水道事業に法の規定の全部を適用する。</u> （経営の基本） 第3条 水道事業は、常に企業の経済性を発揮するとともに、公共の福祉を<u>増進するように運営</u>されなければならない。 2 水道事業の<u>名称</u>、給水区域、給水人口及び1日最大給水量は、<u>別表</u>のとおりとする。 （削る） （削る） （削る） 3 （略） （削る） （管理者） 第4条 <u>法</u> 第7 条ただし書及び<u>令</u> 第8条の2 の規定に基づき、水道事業に管理者を置かないものとする。 （組織） 第5条 法第14条の規定に基づき、<u>水道事業の管理者の権限</u>を行う市長（以下「市長」という。）に属する事務を処理させるため、廿日市市水道局を置く。 <u>（特別会計）</u> 第6条 <u>法第17条及び令第8条の4の規定に基づき、水道事業を通じて一の特別会計を設ける。</u>	<u>廿日市市上水道事業の設置等に関する条例</u> （水道事業の設置） 第1条 生活用水その他の浄水を市民に供給するため、<u>廿日市市上水道事業</u>（以下_____「水道事業」という。）を設置する。 （新設） （経営の基本） 第2条 水道事業は、常に企業の経済性を発揮するとともに、公共の福祉を<u>増進するよう</u>運営されなければならない。 2 水道事業の_____給水区域、給水人口及び1日最大給水量は、<u>次</u>のとおりとする。 （1）<u>給水区域</u> <u>別表に掲げる区域</u> （2）<u>給水人口</u> <u>10万6,900人</u> （3）<u>1日最大給水量</u> <u>4万1,300立方メートル</u> 3 （略） 第3条 <u>削除</u> （管理者） 第4条 <u>地方公営企業法（昭和27年法律第292号。以下「法」という。）第7条ただし書及び地方公営企業法施行令（昭和27年政令第403号）</u> 第8条の2 の規定に基づき、水道事業に管理者を置かないものとする。 （組織） 第5条 法第14条の規定に基づき、_____管理者の権限を行う市長（以下「市長」という。）に属する事務を処理させるため、廿日市市水道局を置く。 第6条 <u>削除</u>

改正後	改正前
<u>(利益の処分)</u> <u>第7条 水道事業は、毎事業年度利益を生じた場合において前事業年度から繰り越した欠損金があるときは、その利益をもつてその欠損金を埋め、なお残額（以下この条において「補填残額」という。）があるときは、補填残額の20分の1を下らない金額を減債積立金又は利益積立金として積み立てるものとし、残余の額の全部又は一部を建設改良積立金として積み立て、又は翌事業年度に繰り越すものとする。</u> <u>2 前項に規定する積立金は、次の各号に定める目的に応じて積み立てるものとし、当該各号に定める目的以外の用途には使用することができない。</u> <u>(1) 減債積立金 企業債の償還に充てる目的</u> <u>(2) 利益積立金 欠損金を埋める目的</u> <u>(3) 建設改良積立金 建設改良費の財源に充てる目的</u> <u>3 前項の規定にかかわらず、議会の議決を経たときは、積立金をその目的以外の用途に使用することができる。</u> <u>4 減債積立金を使用して企業債を償還した場合及び建設改良積立金を使用して建設改良を行つた場合においては、その使用した減債積立金及び建設改良積立金の額に相当する金額を資本金に組み入れるものとする。</u> (議会の同意を要する賠償責任の免除) 第9条 法第34条において準用する地方自治法（昭和22年法律第67号）<u>第243条の2の2第8項</u>の規定により水道事業の業務に従事する職員の賠償責任の免除について議会の同意を得なければならない場合は、当該賠償責任に係る賠償額が10万円を超えるときとする。 (業務状況説明書類の作成) 第11条 市長は、水道事業に関し、法第40条の2第1項の規定に基づき、毎事業年度4月1日から<u>9月30日までの業務</u>の状況を説明する書類を11月30日までに、10月1日から3月31日までの業務の状況を説明する書類を5月31日までに作成しなければならない。 2 前項の業務の状況を説明する書類には、次に掲げる事項を記載するとともに、<u>11月30日</u>までに作成する書類においては前事業年度の決算の状況を、5月31日までに作成する書類においては同日の属する事業年度の予算の概要及び事業の経営方針をそれぞれ明らかにしなければならない。 (1)～(3) (略)	第7条 削除 (議会の同意を要する賠償責任の免除) 第9条 法第34条において準用する地方自治法（昭和22年法律第67号）<u>第243条の2第8項</u>の規定により水道事業の業務に従事する職員の賠償責任の免除について議会の同意を得なければならない場合は、当該賠償責任に係る賠償額が10万円を超えるときとする。 (業務状況説明書類の作成) 第11条 市長は、水道事業に関し、法第40条の2第1項の規定に基づき、毎事業年度4月1日から<u>9月30日までの事務</u>の状況を説明する書類を11月30日までに、10月1日から3月31日までの業務の状況を説明する書類を5月31日までに作成しなければならない。 2 前項の業務の状況を説明する書類には、次に掲げる事項を記載するとともに<u>11月30日</u>までに作成する書類においては前事業年度の決算の状況を、5月31日までに作成する書類においては同日の属する事業年度の予算の概要及び事業の経営方針をそれぞれ明らかにしなければならない。 (1)～(3) (略)

改正後				改正前	
3 (略)				3 (略)	
別表 (第3条関係)				別表 (第2条関係)	
名称	給水区域	給水人口	1日最大給水量		
廿日市市上水道事業	可愛、須賀、廿日市一丁目、廿日市二丁目、天神、駅前、桜尾本町、桜尾一丁目、桜尾二丁目、桜尾三丁目、木材港北、木材港南、佐方一丁目、佐方二丁目、佐方三丁目、佐方四丁目、山陽園、佐方本町、城内一丁目、城内二丁目、城内三丁目、大東、本町、住吉一丁目、住吉二丁目、新宮一丁目、新宮二丁目、下平良一丁目、下平良二丁目、平良一丁目、平良二丁目、平良山手、串戸一丁目、串戸二丁目、串戸三丁目、串戸四丁目、串戸五丁目、串戸六丁目、六本松一丁目、六本松二丁目、地御前一丁目、地御前二丁目、地御前三丁目、地御前四丁目、地御前五丁目	10万6,900人	4万1,300立方メートル	可愛、須賀、廿日市一丁目、廿日市二丁目、天神、駅前、桜尾本町、桜尾一丁目、桜尾二丁目、桜尾三丁目、木材港北、木材港南、佐方一丁目、佐方二丁目、佐方三丁目、佐方四丁目、山陽園、佐方本町、城内一丁目、城内二丁目、城内三丁目、大東、本町、住吉一丁目、住吉二丁目、新宮一丁目、新宮二丁目、下平良一丁目、下平良二丁目、平良一丁目、平良二丁目、平良山手、串戸一丁目、串戸二丁目、串戸三丁目、串戸四丁目、串戸五丁目、串戸六丁目、六本松一丁目、六本松二丁目、地御前一丁目、地御前二丁目、地御前三丁目、地御前四丁目、地御前五丁目、阿品一丁目、阿品二丁目、阿品三丁目、阿品四丁目、阿品台一丁目、阿品台二丁目、阿品台三丁目、阿品台四丁目、阿品台五丁目、阿品台東、阿品台西、阿品台北、阿品台山の手、峰高一丁目、峰高二丁目、宮内一丁目、宮内四丁目、地御前北一丁目、地御前北二丁目、地御前北三丁目、宮園一丁目、宮園二丁目、宮園三丁目、宮園四丁目、宮園五丁目、宮園六丁目、宮園七丁目、宮園八丁目、宮園九丁目、宮園上一丁目、宮園上二丁目、宮園上三丁目、宮園上四丁目、宮園上五丁目、四季が丘一丁目、四季が丘二丁目、四季が丘三丁目、四季が丘四丁目、四季が丘五丁目、四季が丘六丁目、四季が丘七丁目、四季が丘八丁目、四季が丘九丁目、四季が丘十丁目、四季が丘十一丁目、四季が丘上、宮内工業団地、陽光台一丁目、陽光台二丁目、陽光台三丁目、陽光台四丁目、陽光台五丁目、佐方 (字清末、字同免、字宮ノ上、字城内、字南尾、字南小浦、字雀ヶ堂及び字精石山)、下平良 (字小野、字八ヶ迫、字尾野山、字永石山、字法花山及び字砂走山)、上平良 (字伴丈木、字大原、字末森、字郡塚、字宗高尾、字ゴバロ、字吉野、字菊ヶ迫、字藤原尾、字野田ヶ原及び字御棒杖)、原 (字半明原、字下ヶ原、字矢之崎及び字宇治久保)、宮内 (字新屋敷、字河田、字鏡田、字北山、字宮迫、字針田、字砂原、字大幸、字東岡迫、字西岡迫、字的場、字石原、字東鎗出、字佐原田、字高通、字国広、字玉野井、字大方、字峰高、字六本松及び字野坂) 及び地御前 (字大神、字我迫、字神賀、字木上、字田屋及び字阿品) の全部。佐方 (字東谷、字狼倉、字荒蒔、字大谷、字苧揚谷、字流及び字桃栗迫)、下平良字広池山、上平良 (字堂垣内、字広池、字大迫、字二重原、字寺ヶ迫、字河野原及び字高尾山)、原 (字橋本、字長野、字長谷、字森宗、字中小路、字国実、字下河末、字上河末、字川末及び字宇治窪) 及び宮内 (字東畑口、字西畑口、字西鎗出、字高砂及び字入野)	

改正後			改正前		
	目、阿品一丁目、阿品二丁目、阿品三丁目、阿品四丁目、阿品台一丁目、阿品台二丁目、阿品台三丁目、阿品台四丁目、阿品台五丁目、阿品台東、阿品台西、阿品台北、阿品台山の手、峰高一丁目、峰高二丁目、宮内一丁目、宮内四丁目、地御前北一丁目、地御前北二丁目、地御前北三丁目、宮園一丁目、宮園二丁目、宮園三丁目、宮園四丁目、宮園五丁目、宮園六丁目、宮園七丁目、宮園八丁目、宮園九丁目、宮園上一丁目、宮園上二丁目、宮園上三丁目、宮園上四丁目、宮園上五丁目、四季が丘一丁目、四季が丘二丁目、四季が丘三丁目、四季が丘四丁目、四季が丘五丁目、四季が丘六丁目、四季が丘七丁目、四季が丘八丁目			の各一部。玖島、永原、峠、友田、河津原、津田、浅原及び栗栖の各一部。宮島口一丁目、宮島口二丁目、宮島口三丁目、宮島口四丁目、宮島口東一丁目、宮島口東二丁目、宮島口東三丁目、宮島口西一丁目、宮島口西二丁目、宮島口西三丁目、宮島口上一丁目、宮島口上二丁目、福面一丁目、福面二丁目、福面三丁目、対巖山一丁目、対巖山二丁目、対巖山三丁目、深江一丁目、深江二丁目、深江三丁目、前空一丁目、前空二丁目、前空三丁目、前空四丁目、前空五丁目、前空六丁目、物見東一丁目、物見東二丁目、物見西一丁目、物見西二丁目、物見西三丁目、上の浜一丁目、上の浜二丁目、下の浜、梅原一丁目、梅原二丁目、塩屋一丁目、塩屋二丁目、沖塩屋一丁目、沖塩屋二丁目、沖塩屋三丁目、沖塩屋四丁目、大野一丁目、大野二丁目、大野中央一丁目、大野中央二丁目、大野中央三丁目、大野中央四丁目、大野中央五丁目、大野原一丁目、大野原二丁目、大野原三丁目、大野原四丁目、林が原一丁目、林が原二丁目、丸石一丁目、丸石二丁目、丸石三丁目、丸石四丁目、丸石五丁目、宮浜温泉一丁目、宮浜温泉二丁目、宮浜温泉三丁目、八坂一丁目、八坂二丁目及び大野（字四郎峠、字中山、字戸石川、字十郎原、字高見、字鯛ノ原、字水口、字中別府、字三鎗谷、字土井、字田屋、字高畑、字陣場、字筏津、字沖筏津、字池田、字棚田、字知安、字別府、字下更地、字上更地、字赤崎、字深江、字熊ヶ浦、字早時、字賀撫津、字屋田越、字大手、字上之浜、字水之越、字小田ノ口、字中津岡、字滝ノ下、字郷、字古川、字橋本、字三郎右衛門新開、字新開、字大新開、字毛保、字護安、字小山、字原、字下原、字塩屋、字上桐、字林ヶ原、字丸石、字向原、字尾立、字四拾八坂、字垣ノ浦、字下灘、字鳴川、字観音、字福面、字対巖山、字尾中山、字丸子、字前空、字物見山及び字八坂）の全部。大野（字平岩、字亀ヶ岡、字裏ヶ嶽、字滝山、字城山及び字清水峯）の各一部	

改正後				改正前
	目、四季が丘九丁 目、四季が丘十丁 目、四季が丘十一丁 目、四季が丘上、宮 内工業団地、陽光台 一丁目、陽光台二丁 目、陽光台三丁目、 陽光台四丁目、陽光 台五丁目、佐方（字 清末、字同免、字宮 ノ上、字城内、字南 尾、字南小浦、字雀 ケ堂及び字精石 山）、下平良（字小 野、字八ヶ迫、字尾 野山、字永石山、字 法花山及び字砂走 山）、上平良（字伴 丈木、字大原、字末 森、字郡塚、字宗高 尾、字ゴミロ、字吉 野、字菊ヶ迫、字藤 原尾、字野田ヶ原及 び字御棒杖）、原（字 半明原、字下ヶ原、 字矢之崎及び字宇 治久保）、宮内（字 新屋敷、字河田、字 鏡田、字北山、字宮 迫、字針田、字砂原、 字大幸、字東岡迫、 字西岡迫、字的場、			

改正後			改正前
	字石原、字東鎗出、 字佐原田、字高通、 字国広、字玉野井、 字大方、字峰高、字 六本松及び字野坂) 及び地御前(字太 神、字我迫、字神賀、 字木上、字田屋及び 字阿品)の全部。佐 方(字東谷、字狼倉、 字荒蒔、字大谷、字 荻揚谷、字流及び字 桃栗迫)、下平良字 広池山、上平良(字 堂垣内、字広池、字 大迫、字二重原、字 寺ヶ迫、字河野原及 び字高尾山)、原(字 橋本、字長野、字長 谷、字森宗、字中小 路、字国実、字下河 末、字上河末、字川 末及び字宇治窪)及 び宮内(字東畑口、 字西畑口、字西鎗 出、字高砂及び字入 野)の各一部。玖島、 永原、峠、友田、河 津原、津田、浅原及 び栗栖の各一部。宮 島口一丁目、宮島口 二丁目、宮島口三丁		

改正後				改正前	
	目、宮島口四丁目、 宮島口東一丁目、宮 島口東二丁目、宮島 口東三丁目、宮島口 西一丁目、宮島口西 二丁目、宮島口西三 丁目、宮島口上一丁 目、宮島口上二丁 目、福面一丁目、福 面二丁目、福面三丁 目、対巖山一丁目、 対巖山二丁目、対巖 山三丁目、深江一丁 目、深江二丁目、深 江三丁目、前空一丁 目、前空二丁目、前 空三丁目、前空四丁 目、前空五丁目、前 空六丁目、物見東一 丁目、物見東二丁 目、物見西一丁目、 物見西二丁目、物見 西三丁目、上の浜一 丁目、上の浜二丁 目、下の浜、梅原一 丁目、梅原二丁目、 塩屋一丁目、塩屋二 丁目、沖塩屋一丁 目、沖塩屋二丁目、 沖塩屋三丁目、沖塩 屋四丁目、大野一丁 目、大野二丁目、大				

改正後			改正前
	野中央一丁目、大野 中央二丁目、大野中 央三丁目、大野中央 四丁目、大野中央五 丁目、大野原一丁 目、大野原二丁目、 大野原三丁目、大野 原四丁目、林が原一 丁目、林が原二丁 目、丸石一丁目、丸 石二丁目、丸石三丁 目、丸石四丁目、丸 石五丁目、宮浜温泉 一丁目、宮浜温泉二 丁目、宮浜温泉三丁 目、八坂一丁目、八 坂二丁目及び大野 （字四郎峠、字中 山、字戸石川、字十 郎原、字高見、字鯛 ノ原、字水口、字中 別府、字三鎗谷、字 土井、字田屋、字高 畑、字陣場、字筏津、 字沖筏津、字池田、 字棚田、字知安、字 別府、字下更地、字 上更地、字赤崎、字 深江、字熊ヶ浦、字 早時、字賀撫津、字 屋田越、字大手、字 上之浜、字水之越、		

改正後				改正前			
	字小田ノ口、字中津 岡、字滝ノ下、字郷、 字古川、字橋本、字 三郎右衛門新開、字 新開、字大新開、字 毛保、字護安、字小 山、字原、字下原、 字塩屋、字上桐、字 林ケ原、字丸石、字 向原、字尾立、字四 拾八坂、字垣ノ浦、 字下灘、字鳴川、字 観音、字福面、字対 巖山、字尾中山、字 丸子、字前空、字物 見山及び字八坂) の 全部。大野(字平岩、 字亀ケ岡、字裏ケ 嶽、字滝山、字城山 及び字清水峯) の各 一部						
吉和簡易水道事業	吉和の一部	610人	620立方メートル				
宮島簡易水道事業	宮島町の一部	1,850人	3,530立方メートル				

改正後	改正前
<u>廿日市市水道事業給水条例</u> （趣旨） 第1条 この条例は、<u>廿日市市水道事業の設置等に関する条例（昭和42年条例第11号）第1条に規定する上水道事業及び簡易水道事業</u>における料金、納付金及び手数料並びに給水装置工事の費用負担その他水道の給水に関し必要な事項を定めるものとする。	<u>廿日市市上水道事業給水条例</u> （趣旨） 第1条 この条例は、<u>廿日市市上水道事業</u> _____ における料金、納付金及び手数料並びに給水装置工事の費用負担その他水道の給水に関し必要な事項を定めるものとする。

議案第91号

職員の給与に関する条例及び一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例案新旧対照表

○職員の給与に関する条例（昭和31年条例第15号）【第1条関係】

（下線の部分は改正部分）

改正後	改正前
（住居手当） 第15条 住居手当は、次に掲げる職員に支給する。 （1） （略） （2） <u>次条第1項又は第3項</u> の規定により単身赴任手当を支給される職員で、配偶者が居住するための住宅（有料の職員用宿舎その他規則で定める住宅を除く。）を借り受け、月額1万2,000円を超える家賃を支払っているもの又はこれらのものと権衡上必要があると認められるものとして規則で定めるもの 2 前項第1号に掲げる職員に支給する住居手当の月額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じて、当該各号に<u>定める額</u>（その額に100円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）に相当する額とする。 （1）～（3） （略） 3～5 （略） （勤勉手当） 第24条 （略） 2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が市長の定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に<u>定める額</u>を超えてはならない。 （1） 前項の職員のうち再任用職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に<u>100分の97.5</u>を乗じて得た額の総額 （2） （略） 3～5 （略）	（住居手当） 第15条 住居手当は、次に掲げる職員に支給する。 （1） （略） （2） <u>第15条の2第1項又は第3項</u> の規定により単身赴任手当を支給される職員で、配偶者が居住するための住宅（有料の職員用宿舎その他規則で定める住宅を除く。）を借り受け、月額1万2,000円を超える家賃を支払っているもの又はこれらのものと権衡上必要があると認められるものとして規則で定めるもの 2 前項第1号に掲げる職員に支給する住居手当の月額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じて、当該各号に<u>掲げる額</u>（その額に100円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）に相当する額とする。 （1）～（3） （略） 3～5 （略） （勤勉手当） 第24条 （略） 2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が市長の定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に<u>掲げる額</u>を超えてはならない。 （1） 前項の職員のうち再任用職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に<u>100分の92.5</u>を乗じて得た額の総額 （2） （略） 3～5 （略）

改正後	改正前
（勤勉手当） 第24条 （略） 2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が市長の定める基準に従つて定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。 （1） 前項の職員のうち再任用職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に<u>100分の95</u>を乗じて得た額の総額 （2） （略） 3～5 （略）	（勤勉手当） 第24条 （略） 2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が市長の定める基準に従つて定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。 （1） 前項の職員のうち再任用職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に<u>100分の97.5</u>を乗じて得た額の総額 （2） （略） 3～5 （略）

改正後	改正前																																
（給与に関する特例） 第7条 第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員（企業職員（地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第15条第1項に規定する職員をいう。以下同じ。）である職員を除く。以下「特定任期付職員」という。）には、次の給料表を適用する。 <table border="1"> <thead> <tr> <th>号給</th><th>給料月額</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td><td>円</td></tr> <tr> <td>1</td><td><u>375,000</u></td></tr> <tr> <td>2</td><td>422,000</td></tr> <tr> <td>3</td><td>472,000</td></tr> <tr> <td>4</td><td>533,000</td></tr> <tr> <td>5</td><td>608,000</td></tr> <tr> <td>6</td><td>710,000</td></tr> </tbody> </table> 2～5 （略） （給与条例の適用除外等） 第8条 （略） 2 特定任期付職員に対する給与条例第2条、第22条第3項、第22条の2第1項及び第23条第2項の規定の適用については、給与条例第2条中「及び災害派遣手当（武力攻撃災害等派遣手当及び新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当を含む。以下同じ。）」とあるのは、「災害派遣手当（武力攻撃災害等派遣手当及び新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当を含む。以下同じ。）及び一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成25年条例第3号。以下「任期付職員条例」という。）第7条第4項に規定する特定任期付職員業績手当」と、給与条例第22条第3項中「職員」とあるのは「職員及び任期付職員条例第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員（以下「特定任期付職員」という。）」と、給与条例第22条の2第1項中「定める職員」とあるのは「定める職員及び特定任期付職員」と、給与条例第23条第2項中「100分の130」とあるのは「<u>100分の172.5</u>」とする。	号給	給料月額		円	1	<u>375,000</u>	2	422,000	3	472,000	4	533,000	5	608,000	6	710,000	（給与に関する特例） 第7条 第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員（企業職員（地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第15条第1項に規定する職員をいう。以下同じ。）である職員を除く。以下「特定任期付職員」という。）には、次の給料表を適用する。 <table border="1"> <thead> <tr> <th>号給</th><th>給料月額</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td><td>円</td></tr> <tr> <td>1</td><td><u>374,000</u></td></tr> <tr> <td>2</td><td>422,000</td></tr> <tr> <td>3</td><td>472,000</td></tr> <tr> <td>4</td><td>533,000</td></tr> <tr> <td>5</td><td>608,000</td></tr> <tr> <td>6</td><td>710,000</td></tr> </tbody> </table> 2～5 （略） （給与条例の適用除外等） 第8条 （略） 2 特定任期付職員に対する給与条例第2条、第22条第3項、第22条の2第1項及び第23条第2項の規定の適用については、給与条例第2条中「及び災害派遣手当（武力攻撃災害等派遣手当及び新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当を含む。以下同じ。）」とあるのは、「災害派遣手当（武力攻撃災害等派遣手当及び新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当を含む。以下同じ。）及び一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成25年条例第3号。以下「任期付職員条例」という。）第7条第4項に規定する特定任期付職員業績手当」と、給与条例第22条第3項中「職員」とあるのは「職員及び任期付職員条例第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員（以下「特定任期付職員」という。）」と、給与条例第22条の2第1項中「定める職員」とあるのは「定める職員及び特定任期付職員」と、給与条例第23条第2項中「100分の130」とあるのは「<u>100分の167.5</u>」とする。	号給	給料月額		円	1	<u>374,000</u>	2	422,000	3	472,000	4	533,000	5	608,000	6	710,000
号給	給料月額																																
	円																																
1	<u>375,000</u>																																
2	422,000																																
3	472,000																																
4	533,000																																
5	608,000																																
6	710,000																																
号給	給料月額																																
	円																																
1	<u>374,000</u>																																
2	422,000																																
3	472,000																																
4	533,000																																
5	608,000																																
6	710,000																																

改正後	改正前
（給与条例の適用除外等） 第8条 （略） 2 特定任期付職員に対する給与条例第2条、第22条第3項、第22条の2第1項及び第23条第2項の規定の適用については、給与条例第2条中「及び災害派遣手当（武力攻撃災害等派遣手当及び新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当を含む。以下同じ。）」とあるのは、「災害派遣手当（武力攻撃災害等派遣手当及び新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当を含む。以下同じ。）及び一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成25年条例第3号。以下「任期付職員条例」という。）第7条第4項に規定する特定任期付職員業績手当」と、給与条例第22条第3項中「職員」とあるのは「職員及び任期付職員条例第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員（以下「特定任期付職員」という。）」と、給与条例第22条の2第1項中「定める職員」とあるのは「定める職員及び特定任期付職員」と、給与条例第23条第2項中「100分の130」とあるのは「<u>100分の170</u>」とする。	（給与条例の適用除外等） 第8条 （略） 2 特定任期付職員に対する給与条例第2条、第22条第3項、第22条の2第1項及び第23条第2項の規定の適用については、給与条例第2条中「及び災害派遣手当（武力攻撃災害等派遣手当及び新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当を含む。以下同じ。）」とあるのは、「災害派遣手当（武力攻撃災害等派遣手当及び新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当を含む。以下同じ。）及び一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成25年条例第3号。以下「任期付職員条例」という。）第7条第4項に規定する特定任期付職員業績手当」と、給与条例第22条第3項中「職員」とあるのは「職員及び任期付職員条例第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員（以下「特定任期付職員」という。）」と、給与条例第22条の2第1項中「定める職員」とあるのは「定める職員及び特定任期付職員」と、給与条例第23条第2項中「100分の130」とあるのは「<u>100分の172.5</u>」とする。

議案第92号

特別職の職員等の給与、旅費及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例案新旧対照表

○特別職の職員等の給与、旅費及び費用弁償に関する条例（昭和63年条例第10号）【第1条関係】

（下線の部分は改正部分）

改正後	改正前
（給与の額等） 第3条 （略） 2・3 （略） 4 市議会議員には期末手当を、市長等には通勤手当及び期末手当を、職員の給与に関する条例（昭和31年条例第15号。以下「給与条例」という。）の適用を受ける職員（以下「一般職の職員」という。）の例により支給する。この場合において、給与条例第23条第2項中「100分の130」とあるのは「<u>100分の227.5</u>」と読み替えるものとし、同条第4項において規則で定めることとされている割合は、同項の規定にかかわらず、100分の20とする。	（給与の額等） 第3条 （略） 2・3 （略） 4 市議会議員には期末手当を、市長等には通勤手当及び期末手当を、職員の給与に関する条例（昭和31年条例第15号。以下「給与条例」という。）の適用を受ける職員（以下「一般職の職員」という。）の例により支給する。この場合において、給与条例第23条第2項中「100分の130」とあるのは「<u>100分の222.5</u>」と読み替えるものとし、同条第4項において規則で定めることとされている割合は、同項の規定にかかわらず、100分の20とする。

改正後	改正前
（給与の額等） 第3条 （略） 2・3 （略） 4 市議会議員には期末手当を、市長等には通勤手当及び期末手当を、職員の給与に関する条例（昭和31年条例第15号。以下「給与条例」という。）の適用を受ける職員（以下「一般職の職員」という。）の例により支給する。この場合において、給与条例第23条第2項中「100分の130」とあるのは「<u>100分の225</u>」と読み替えるものとし、同条第4項において規則で定めることとされている割合は、同項の規定にかかわらず、100分の20とする。	（給与の額等） 第3条 （略） 2・3 （略） 4 市議会議員には期末手当を、市長等には通勤手当及び期末手当を、職員の給与に関する条例（昭和31年条例第15号。以下「給与条例」という。）の適用を受ける職員（以下「一般職の職員」という。）の例により支給する。この場合において、給与条例第23条第2項中「100分の130」とあるのは「<u>100分の227.5</u>」と読み替えるものとし、同条第4項において規則で定めることとされている割合は、同項の規定にかかわらず、100分の20とする。

議案第94号

廿日市市廃棄物の減量の推進及び適正処理並びに生活環境の清潔保持に関する条例の一部を改正する条例案新旧対照表
○廿日市市廃棄物の減量の推進及び適正処理並びに生活環境の清潔保持に関する条例（平成6年条例第2号）（下線の部分は改正部分）

改正後

(し尿処理手数料)

第25条の2 市長は、次の各号に掲げる地域においてし尿の収集、運搬及び処分を行うときは、当該各号の表に掲げる額のし尿処理手数料を徴収する。

(1) 廿日市地域

区 分	単 位	金 額
家庭、事業所等から排出されるもの	18リットルまでごとに	350円
仮設便所から排出されるもの	18リットルまでごとに	450円

(2) 宮島地域

区 分	単 位	金 額
公共下水道処理区域外の家庭、事業所等から排出されるもの	10リットルまでごとに	165円
公共下水道処理区域内の家庭、事業所等から排出されるもの	10リットルまでごとに	220円
仮設便所から排出されるもの	10リットルまでごとに	220円

備考 この表において「公共下水道処理区域」とは、下水道法（昭和33年法律第79号）第2条第8号に規定する処理区域で、同法第9条第2項において準用する同条第1項の規定により公示された下水の処理を開始すべき日から3年を経過した区域をいう。

2 前項各号の地域の区域は、別表のとおりとする。

3 市長は、天災その他特別な理由があると認めるときは、第1項各号のし尿処理手数料を減免することができる。

改正前

(し尿処理手数料)

第25条の2 市長は、し尿の収集、運搬及び処分を行うときは、次の表に掲げるし尿処理手数料を徴収する。

区 分	単 位	金 額
公共下水道処理区域外の家庭、事業所等から排出されるもの	10リットルまでごとに	165円
公共下水道処理区域内の家庭、事業所等から排出されるもの	10リットルまでごとに	220円
仮設便所から排出されるもの	10リットルまでごとに	220円

備考 この表において「公共下水道処理区域」とは、下水道法（昭和33年法律第79号）第2条第8号に規定する処理区域で、同法第9条第2項において準用する同条第1項の規定により公示された下水の処理を開始すべき日から3年を経過した区域をいう。

(新設)

2 市長は、天災その他特別な理由があると認めるときは、前項_____のし尿処理手数料を減免することができる。

改正後		改正前
別表（第25条の2関係）		(新設)
地 域 名	区 域	
廿日市地域	可愛、須賀、廿日市一丁目、廿日市二丁目、天神、駅前、桜尾本町、桜尾一丁目、桜尾二丁目、桜尾三丁目、木材港北、木材港南、佐方一丁目、佐方二丁目、佐方三丁目、佐方四丁目、山陽園、佐方本町、城内一丁目、城内二丁目、城内三丁目、大東、本町、住吉一丁目、住吉二丁目、新宮一丁目、新宮二丁目、下平良一丁目、下平良二丁目、平良一丁目、平良二丁目、平良山手、串戸一丁目、串戸二丁目、串戸三丁目、串戸四丁目、串戸五丁目、串戸六丁目、六本松一丁目、六本松二丁目、地御前一丁目、地御前二丁目、地御前三丁目、地御前四丁目、地御前五丁目、阿品一丁目、阿品二丁目、阿品三丁目、阿品四丁目、阿品台一丁目、阿品台二丁目、阿品台三丁目、阿品台四丁目、阿品台五丁目、阿品台東、阿品台西、阿品台北、阿品台山の手、峰高一丁目、峰高二丁目、宮内一丁目、宮内四丁目、地御前北一丁目、地御前北二丁目、地御前北三丁目、佐方、廿日市、下平良、上平良、原、宮内、地御前、宮園一丁目、宮園二丁目、宮園三丁目、宮園四丁目、宮園五丁目、宮園六丁目、宮園七丁目、宮園八丁目、宮園九丁目、宮園上一丁目、宮園上二丁目、宮園上三丁目、宮園上四丁目、宮園上五丁目、四季が丘、四季が丘一丁目、四季が丘二丁目、四季が丘三丁目、四季が丘四丁目、四季が丘五丁目、四季が丘六丁目、四季が丘七丁目、四季が丘八丁目、四季が丘九丁目、四季が丘十丁目、四季が丘十一丁目、四季が丘上、宮内工業団地、陽光台一丁目、陽光台二丁目、陽光台三丁目、陽光台四丁目及び陽光台五丁目	
宮島地域	宮島町	

○廿日市市保育園条例（昭和 6 3 年条例第 1 8 号）（下線の部分は改正部分）

改正後		改正前	
（名称及び位置） 第 2 条 保育園の名称及び位置は、次のとおりとする。		（名称及び位置） 第 2 条 保育園の名称及び位置は、次のとおりとする。	
名称	位置	名称	位置
（略）		（略）	
（削る）		串戸保育園	廿日市市串戸二丁目13番 3 号
（略）		（略）	

改正後				改正前			
別表（第2条関係） （1）～（6）（略） （7）屋外広告物関係				別表（第2条関係） （1）～（6）（略） （7）屋外広告物関係			
事務の種類	単位	手数料	備考	事務の種類	単位	手数料	備考
屋外広告物の表示・設置の許可			形状及び意匠が同一のものは、1件とする。 廿日市市屋外広告物等に関する条例（令和元年条例第号）第12条第1項の規定による変更又は改造の許可は、変更後又は改造後の面積により算定した手数料の額の3分の1の額とする。	屋外広告物の表示・設置の許可			形状及び意匠が同一のものは、1件とする。
平看板、広告塔及び 掲示板 光源を使用したもの				平看板、広告塔及び 掲示板 光源を使用したもの			
10平方メートル以下	1個	<u>2,600円</u>		10平方メートル以下	1個	<u>1,780円</u>	
10平方メートルを超え30平方メートル以下	1個	<u>7,500円</u>		10平方メートルを超え30平方メートル以下	1個	<u>4,950円</u>	
30平方メートルを超え140平方メートル以下	1個	<u>7,500円</u> に30平方メートルを超える10平方メートルまでごとに <u>2,600円</u> を加えた額		30平方メートルを超え140平方メートル以下	1個	<u>4,950円</u> に30平方メートルを超える10平方メートルまでごとに <u>1,780円</u> を加えた額	
140平方メートルを超える	1個	<u>3万8,040円</u>		140平方メートルを超える	1個	<u>2万6,560円</u>	
光源を使用しないもの				光源を使用しないもの			

改正後				改正前			
	10平方メートル以下	1 個	<u>1,650円</u>		10平方メートル以下	1 個	<u>1,060円</u>
	10平方メートルを超え30平方メートル以下	1 個	<u>5,500円</u>		10平方メートルを超え30平方メートル以下	1 個	<u>3,720円</u>
	30平方メートルを超え140平方メートル以下	1 個	<u>5,500円</u> に30平方メートルを超える10平方メートルまでごとに <u>1,650円</u> を加えた額		30平方メートルを超え140平方メートル以下	1 個	<u>3,720円</u> に30平方メートルを超える10平方メートルまでごとに <u>1,060円</u> を加えた額
	140平方メートルを超える	1 個	<u>2万6,240円</u>		140平方メートルを超える	1 個	<u>1万7,710円</u>
	立看板	1 個	<u>580円</u>		立看板	1 個	<u>530円</u>
	電柱広告板				電柱広告板		
	光源を使用したもの 追加	1 個	<u>580円</u>		光源を使用したもの 追加	1 個	<u>530円</u>
	光源を使用しないもの 追加	1 個	<u>390円</u>		光源を使用しないもの 追加	1 個	<u>350円</u>
	巻き	1 個	<u>390円</u>		巻き	1 個	<u>350円</u>
	電車、乗合自動車その他公衆の利用に供せられる乗物に表示する広告板				電車、乗合自動車その他公衆の利用に供せられる乗物に表示する広告板		
	光源を使用したもの	1 平方メートル	<u>950円</u>		光源を使用したもの	1 平方メートル	<u>890円</u>
	光源を使用し	1 平方メー	<u>580円</u>		光源を使用し	1 平方メー	<u>530円</u>

改正後				改正前			
	ないもの	トル			ないもの	トル	
宣伝車に表示する 広告板				宣伝車に表示する 広告板			
光源を使用し たもの	1 台	<u>1,900円</u>		光源を使用し たもの	1 台	<u>1,780円</u>	
光源を使用し ないもの	1 台	<u>1,340円</u>		光源を使用し ないもの	1 台	<u>1,240円</u>	
幕広告	1 枚	<u>950円</u>		幕広告	1 枚	<u>890円</u>	
気球広告				気球広告			
光源を使用し たもの	1 個	<u>1,900円</u>		光源を使用し たもの	1 個	<u>1,780円</u>	
光源を使用し ないもの	1 個	<u>1,340円</u>		光源を使用し ないもの	1 個	<u>1,240円</u>	
はり札	1 個	<u>390円</u>		はり札	1 個	<u>370円</u>	
はり紙（100枚まで ごとに）	1 件	<u>600円</u>		はり紙（100枚まで ごとに）	1 件	<u>530円</u>	
その他		市長が定める 額		その他		市長が定める 額	
(8)・(9) (略)				(8)・(9) (略)			

改正後	改正前
（目的） 第1条 この条例は、景観法（平成16年法律第110号。以下「法」という。）の<u>施行に関し</u>必要な事項を定めるとともに、市の景観形成に関し基本となる事項等を定めることにより、市民が愛着と誇りを感じ、来訪者の心に残る景観の保全及び創造を図り、もって快適なまちづくりと活力ある地域づくりに資することを目的とする。 （届出を要しない行為） 第11条 法第16条第7項第11号の条例で定める行為は、次に掲げる行為（重点区域内で行う行為を除く。）とする。 （1）・（2） （略） （3） 次に掲げる工作物（<u>第3項第6号</u>において「届出不要工作物」という。）の新設、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更 ア～エ （略） （4）～（6） （略） <u>2 重点区域内における法第16条第7項第11号の条例で定める行為は、前項の規定に関わらず、規則で定めるものとする。</u> <u>3</u> 次に掲げる行為については、前条第6項の規定による届出を要しない。ただし、重点区域内において、第5号及び第6号に掲げる撤去を行う場合は、この限りでない。 （1）～（3） （略） （4） <u>廿日市市屋外広告物等に関する条例（令和元年条例第 号）</u>の規定に適合する屋外広告物を掲出する物件の撤去 （5）～（7） （略） <u>（8） 前項に定める行為の対象となる建築物、工作物等の撤去</u> <u>（9） 前各号に掲げるもののほか、市長が廿日市市景観審議会の意見を聴いて、景観形成に支障を及ぼすおそれがないと認める行為</u> <u>（景観地区の手続）</u>	（目的） 第1条 この条例は、景観法（平成16年法律第110号。以下「法」という。）の<u>規定に基づく景観計画の策定、行為の規制等について</u>必要な事項を定めるとともに、市の景観形成に関し基本となる事項等を定めることにより、市民が愛着と誇りを感じ、来訪者の心に残る景観の保全及び創造を図り、もって快適なまちづくりと活力ある地域づくりに資することを目的とする。 （届出を要しない行為） 第11条 法第16条第7項第11号の条例で定める行為は、次に掲げる行為（重点区域内で行う行為を除く。）とする。 （1）・（2） （略） （3） 次に掲げる工作物（<u>次項第6号</u>において「届出不要工作物」という。）の新設、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更 ア～エ （略） （4）～（6） （略） （新設） <u>2</u> 次に掲げる行為については、前条第6項の規定による届出を要しない。ただし、重点区域内において、第5号及び第6号に掲げる撤去を行う場合は、この限りでない。 （1）～（3） （略） （4） <u>広島県屋外広告物条例（昭和24年広島県条例第72号）</u>の規定に適合する屋外広告物を掲出する物件の撤去 （5）～（7） （略） （新設） <u>（8） 前各号に掲げるもののほか、市長が廿日市市景観審議会の意見を聴いて、景観形成に支障を及ぼすおそれがないと認める行為</u>

改正後	改正前
第19条 市長は、<u>法第61条の規定により都市計画に、景観地区を定めるとき、又は都市計画法第21条第1項の規定により景観地区に関する都市計画を変更しようとするときは、あらかじめ、廿日市市景観審議会の意見を聴かなければならない。</u> <u>(景観地区における事前協議)</u> 第20条 <u>景観地区内において、法第63条第1項の規定による認定を受けようとする者は、規則で定めるところにより、あらかじめ、市長に協議を求めることができる。</u> 2 <u>第12条第2項の規定は、前項の規定による協議の求めがあった場合について準用する。</u> <u>(違反建築物等に対する措置命令の手続)</u> 第21条 市長は、<u>法第64条第1項若しくは法第70条第1項の規定により必要な措置をとることを命じようとするときは、あらかじめ、廿日市市景観審議会の意見を聴かなければならない。</u> <u>(認定を要しない建築物)</u> 第22条 <u>法第69条第1項第5号の規定による建築物は、次に掲げる建築物とする。</u> <u>(1) 文化財保護法の規定により、登録有形文化財として登録された建築物</u> <u>(2) 広島県文化財保護条例の規定により、広島県重要文化財、広島県有形民俗文化財又は広島県史跡、広島県名勝若しくは広島県天然記念物に指定された建築物</u> <u>(3) 廿日市市文化財保護条例の規定により、廿日市市指定重要文化財に指定された建築物</u> <u>(4) 前3号のいずれかの建築物であったものの原形を再現する建築物で、市長がその原形の再現がやむを得ないと認めたもの</u> <u>(5) 前各号に掲げるもののほか、市長が景観形成に支障を及ぼすおそれがないと認める建築物で規則に定めるもの</u> <u>(廿日市市景観審議会)</u> 第23条 次に掲げる事務を行う機関として、廿日市市景観審議会（以下「審議会」という。）を置く。 (1) 第8条第1項（同条第2項において準用する場合を含む。）、第11	(新設) (新設) (新設) (新設) (新設) (廿日市市景観審議会) 第19条 次に掲げる事務を行う機関として、廿日市市景観審議会（以下「審議会」という。）を置く。 (1) 第8条第1項（同条第2項において準用する場合を含む。）、第11

改正後	改正前
条第1項第6号、<u>同条第3項第9号</u>、第14条第1項（同条第4項において準用する場合を含む。）、第16条、第17条第1項（同条第3項において準用する場合を含む。）、<u>第18条第1項</u>（同条第3項において準用する場合を含む。）、<u>第19条及び第21条の規定</u>により意見を述べること。 （2）（略） 2～6（略） （表彰） <u>第24条</u>（略） （支援） <u>第25条</u>（略） （委任） <u>第26条</u>（略）	条第1項第6号、<u>同条第2項第8号</u>、第14条第1項（同条第4項において準用する場合を含む。）、第16条、第17条第1項（同条第3項において準用する場合を含む。）、<u>及び前条第1項</u>（同条第3項において準用する場合を含む。）<u>の規定</u>により意見を述べること。 （2）（略） 2～6（略） （表彰） <u>第20条</u>（略） （支援） <u>第21条</u>（略） （委任） <u>第22条</u>（略）

廿日市市健康増進施設設置及び管理条例を廃止する条例案新旧対照表

○廿日市市公共施設における禁煙等推進条例（平成30年条例第33号）（下線の部分は改正部分）

改正後	改正前
（適用除外） 第7条 次に掲げる公共施設については、前条の規定は適用しない。 （1） 略 （2） 略 （3） 略 （4） 略 （5） 略 （6） 略 （削る） <u>（7）</u> 略 <u>（8）</u> 略 <u>（9）</u> 略	（適用除外） 第7条 次に掲げる公共施設については、前条の規定は適用しない。 （1） 略 （2） 略 （3） 略 （4） 略 （5） 略 （6） 略 <u>（7）</u> 宮浜べにまんさくの湯 <u>（8）</u> 略 <u>（9）</u> 略 <u>（10）</u> 略

※廿日市市健康増進施設設置及び管理条例を廃止する条例の附則により改正する条例の新旧対照表